

## 第2弾「とわだ応援プレミアム付商品券」発行事業 実施要項

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる市内経済の活性化と市民の家計を支援するため、市内店舗で利用できるプレミアム付商品券の販売等を行うことを目的とする。

### 2. 事業の概要

- ①商品券発行者 十和田市
- ②実施主体 十和田市
- ③事業受託者 十和田商工会議所

### 3. 商品券の概要

#### ①プレミアム付商品券

- 1)商品券名 とわだ応援プレミアム付商品券
- 2)発行数量 60,000冊
- 3)発行総額 7億8000万円
- 4)プレミアム率 30%
- 5)販売価格 1冊10,000円（商品券1枚1,000円×13枚綴り 13,000円分）  
商品券内訳…共通商品券（全取扱加盟店利用可）5枚  
…中小店専用商品券（中小店加盟店のみで利用可）8枚
- 6)販売期間 令和3年8月2日（月）～令和3年12月30日（木）  
※但し、土曜・日曜・祝日、年末を除く。
- 7)販売場所 十和田市内の取扱郵便局（14郵便局）  
※取扱郵便局とは、十和田・奥瀬・藤坂・大深内・十和田湖・四和・深持・  
焼山・陸奥沢田・切田・十和田穂並町・十和田西二十二番・十和田大学前・  
十和田元町各郵便局における郵便窓口
- 8)購入対象者 十和田市民（購入引換券受領者）
- 9)購入上限 1人1冊

#### ②無料進呈商品券

- 1)発行数量 8,000冊
- 2)発行総額 2400万円
- 3)進呈対象者 マイナンバーカードを令和3年5月1日～令和3年11月15日までに申請し、令和4年1月28日までに取得した方に対し、市役所市民課窓口にて1冊無料進呈（商品券1枚1,000円×3枚綴り 3000円分）  
商品券内訳…共通商品券（全取扱加盟店利用可）1枚  
…中小店専用商品券（中小店加盟店のみで利用可）2枚

#### ③利用期間 令和3年8月2日（月）～令和4年1月31日（月）

※令和4年2月1日（火）以降は利用できません。

#### ④商品券の利用対象にならないもの

- 1)商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券（図書カード）、金券等の換金性の高いもの

- 2)たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
  - 3)出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
  - 4)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
  - 5)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
  - 6)現金との換金、金融機関への預け入れ
  - 7)風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
  - 8)特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
  - 9)取扱加盟店が独自で利用対象外商品と定めたもの
  - 10)その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの
- ⑤商品券の取り扱い
- 1)商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
  - 2)商品券による購入後は返品できません。
  - 3)商品券は現金との交換・両替はできません。
  - 4)額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
  - 5)不足分は現金等で受け取ってください。
  - 6)利用期間を過ぎた商品券は利用できません。
  - 7)商品券の紛失及び盗難、滅失、偽造に対し、その責を負いません。
- ⑥商品券が破損・汚損した場合
- 商品券が破損・汚損した場合は、2/3 以上の面積が確認できるものは利用できます。但し、極端に汚損している場合は利用できない場合もあります。

#### 4. 取扱加盟店

##### ①加盟資格

十和田商工会議所及び十和田湖商工会の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗。但し、以下の事業者・店舗は除きます。

- 1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- 2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び 5 号、ならびに第 5 項に規定するもの、又はこれに類する者
- 3)特定の宗教・政治団体と関わる者
- 4)法令又は公序良俗に反する者
- 5)その他、十和田市が取扱店として適当でないと判断した者

##### ②店舗区分

- 1)大型店...大規模小売店舗立地法（新大法）及び大規模小売店舗法（旧大法）に基づき、店舗面積が 1000 m<sup>2</sup>を超える大規模小売店舗
- 2)中小店...店舗面積が 1000 m<sup>2</sup>未満の小売店舗

##### ③申込方法

本実施要項に同意の上、「とわだ応援プレミアム付商品券加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、十和田商工会議所、又は十和田湖商工会まで持参するか、FAX（FAX 送信後に確認のお電話をお願いします。）、又は郵送にてお申込みください。

- ④受 付 期 間 令和3年6月10日（木）～ 7月2日（金）  
 ※上記期間内にお申込みのあった事業者・店舗は、商品券購入者に配布する  
 「取扱加盟店一覧」に掲載します。受付期間終了も随時受付いたしますが、  
 ホームページのみの掲載となります。
- ⑤費 用 加盟登録料及び換金手数料等の費用は無料です。
- ⑥申込後の手続 7月27日（火）までに「商品券取扱マニュアル、加盟店ポスター・ポップ、  
 登録証、商品券見本、換金依頼書等」を郵送で送付します。
- ⑦費 用 加盟登録料及び換金手数料等の費用は無料です。

## 5. 商品券の換金

### ①換 金 方 法

- 1)お客様から受け取った商品券裏面の取扱加盟店欄に必ず店舗名を押印（又は記入）してください。店舗名等の押印等のない場合は、換金できませんのでご注意ください。
- 2)「換金依頼書（登録申込後に配布）」に必要事項を記入の上、利用済み商品券を添えて換金受付場所の十和田商工会議所、又は十和田湖商工会にご持参ください。
- 3)換金は、令和3年8月上旬から令和4年2月中旬まで受付し、当所が指定する日に取扱店登録申込書記載の指定口座にお振り込みいたします。
- 4)商品券換金受付期間と換金精算・振込予定日は以下の通りです。

回数	商品券換金受付期間（予定）	換金精算・振込日（予定）
1回目	令和3年8月9日（月）～8月20日（金）	令和3年8月27日（金）
2回目	8月23日（月）～8月31日（火）	9月9日（木）
3回目	9月1日（水）～9月10日（金）	9月17日（金）
4回目	9月13日（月）～9月21日（火）	9月29日（水）
5回目	9月22日（水）～9月30日（木）	10月8日（金）
6回目	10月1日（金）～10月11日（月）	10月19日（火）
7回目	10月12日（火）～10月20日（水）	10月28日（木）
8回目	10月21日（木）～10月29日（金）	11月9日（火）
9回目	11月1日（月）～11月10日（水）	11月18日（木）
10回目	11月11日（木）～11月19日（金）	11月29日（月）
11回目	11月22日（月）～11月30日（火）	12月9日（木）
12回目	12月1日（水）～12月10日（金）	12月17日（金）
13回目	12月13日（月）～12月20日（月）	12月27日（月）
14回目	12月21日（火）～12月28日（火）	令和4年1月11日（火）
15回目	令和4年1月4日（火）～1月11日（火）	1月19日（水）
16回目	1月12日（水）～1月20日（木）	1月27日（木）
17回目	1月21日（金）～1月31日（月）	2月9日（水）
18回目	2月1日（火）～2月10日（木）	2月17日（木）
19回目	2月14日（月）～2月18日（金）	2月25日（金）

②受付場所及び時間

1) 十和田商工会議所 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

〒034-8691 十和田市西二番町 4-11 TEL.24-1111 FAX.24-1563

2) 十和田湖商工会 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

〒034-0301 十和田市奥瀬字中平 61-1 TEL.72-2201 FAX.72-3050

※但し、土日・祝日、年末年始の他、十和田商工会議所及び十和田湖商工会の休日を除く。

6. お問い合わせ先

①商品券事業について

十和田市農林商工部商工観光課 TEL.51-6773

②商品券取扱店関連等について

十和田商工会議所 TEL.24-1111

③商品券取扱店申込について

十和田商工会議所 TEL.24-1111

十和田湖商工会 TEL.72-2201

※上記の実施要項の内容は、令和 3 年 6 月 10 日現在の内容となっておりますが、今後、やむを得ず変更となる場合があります。  
あらかじめご了承ください。